

シニア・プライベートバンカー (PB) 筆記試験 (2015 年秋) の結果について

- 公益社団法人日本証券アナリスト協会では、シニア・プライベートバンカー (シニア PB<上級レベル>) 資格の筆記試験 (投資政策書の作成)・2015 年秋試験^(注) に関し、PB 資格試験委員会 (委員長: 新井 富雄 東京大学 金融教育研究センター 副センター長) の審議を経て、次のとおり合格者を決定した。

シニア PB 筆記試験・2015 年秋試験の受験者 46 人 (答案提出者) について、採点・合否判定の結果、合格者は 9 人、合格率は 19.6%であった。合格者 9 名は、所定の実務経験を積んでおり、シニア PB 資格が付与される。

なお、2013 年の試験開始以来の累計では、受験者数 215 名、合格者数 45 名 (=シニア PB 資格認定者)、合格率 20.9%となった。

【参考】シニア PB 合格者・累計 (45 名) の内訳

〔所属〕		〔保有資格〕	
証券会社	16 名	CMA (当協会検定会員)	24 名
銀行・信金	16 名	CFP・1 級 FP 技能士	25 名
公認会計士	2 名		(CMA との重複 7 名)
投資運用	1 名		
その他金融	3 名		
その他	7 名		

(注) シニア PB 筆記試験は、3 単位のコンピュータ試験に合格した者を対象とする試験で、課題として与えられたケーススタディについて、在宅で投資政策書を作成して提出する形式。

筆記試験に合格し一定の実務経験 (CMA 以外は 2 年間の PB 関連の実務経験が必要) があれば、シニア PB 資格が付与される。

なお、投資政策書は、事業オーナーなど富裕層ファミリーのミッションを実現し、次世代以降へ事業や財産の円滑な移転を図るための提案書で、金融、不動産、自社株から税務、家族の夢の実現に至るまで目配りの利いた包括的な顧客最適な提案が求められる。その作成は、多岐にわたる高度な知識が必要なのはもちろんのこと、各分野の専門家との連携も含め、プライベートバンカーとしての総合力が問われる。

【本件に関する照会先】

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

PB 教育担当

TEL: 03-3666-1438

Email: pb@saa.or.jp

以上

(参 考)

シニア PB 筆記試験（2015 年秋試験）の特徴、課題について

- 今回のシニア PB 筆記試験（2015 年秋試験）の出題意図と、答案について採点委員が指摘したコメントをみると、次のような特徴、課題が見受けられました。

1. 出題意図

今回のシニア PB 筆記試験では、医療法人のケースを出題した。

日本における医療法人の数は約 5 万ほどであり、約 250 万社ある事業法人全体からすれば、件数の点ではマーケットとしての規模はそれほど大きくない。しかし、従来より富裕層の典型的な職業として認識されており、また抱える問題もある程度定型化しているとみられている。

金融機関の新規顧客開拓の目標先にも挙げられる医療関係経営者への提案は、マーケティング上で重要と考えられることから、出題した。

2. 今回の答案の特徴、課題

<改善が目立っている点>

▽ 改善が目立っている点としては、次の点が挙げられる。

- 提案書としての見た目の体裁が整っている答案が増えている。
- 資金運用提案について触れている答案が増えている。
- 保険を利用した対策の検討や提案が増えている。

<改善すべき点>

▽ 一方、改善すべき点として、事業承継等の提案・対策の実現可能性や実施による効果の検証等、投資政策書としての基本的な課題について実務的側面からの掘り下げた検討が不足している答案が多かった。また、今回のケースに関して、持分なし医療法人への移行、出資持分の長男集約、それぞれの提案について、検討、説明すべき事項が欠けている答案が多かった。

- 投資政策書としての基本的な課題について
 - ファミリーミッションへの意識、配慮が乏しく、事業・資産承継に関する検討・提案のみに終始する答案は減点対象とせざるを得ない。また、長女、次男への財産承継についても、単に財産を承継するのではなく、

ファミリーミッションや本人の意向を念頭に置き、検討して欲しい。

- 提案の方向・結論は合理的で最適なものとなっても、提案の具体性が欠けて実現可能性を判断できない答案是、提案書として不十分。実現可能性を考慮すると、妥当な提案とは言えない部分が出てくることもある。
- 投資政策書として、提案・対策の実施による効果の検証や、提案実施までの青写真が示されていない答案是、説得性に欠け、減点対象とせざるを得ない。また、金融資産運用の提案や、リスクとモニタリング・フォロー方法について提案が示されていない答案についても、減点対象となる。
- 課題・提案の検討に際しては、問題文に示されている事項はすべて考慮したうえで、検討を進めて欲しい。こうした検討を行うことで、ファミリーにとって望ましい、全体最適な合格答案に近づくことになる。一部の事項のみの検討では、合格答案に近づくことは難しい。
- 今回の試験では、計算過程でのケアレスミス（単純な計算ミス、端数処理）によって、出資持分評価額の計算が間違っている答案が目立った。また、問題の中に示されていた医療法人出資持分評価の際の留意事項*が考慮されていない答案や、相続税試算で考慮すべき財産が漏れている、といった答案も散見された。

* 「類似業種比準価額計算上の株価の指定」、「医療法人の持分価額計算は、医療法人に配当がないため、通常とは異なることに注意すること」。

● 持ち分の放棄について

- 法人側で贈与税を支払い、持分なしの医療法人への移行を選択、提案する場合、移行することによるデメリットについての説明が不足している答案が多かった。
- また、持分なし医療法人へ移行して認定医療法人になるとの提案や、法人側の贈与税負担が免除されるような提案を行う場合、それらを実行するには高いハードルがあるが、その検証、検討が不十分な答案も多かった。
- 持分放棄で法人側が税負担を負う場合、単純な持分放棄ではなく、「退職金支給→持分評価引下げ→持分放棄→みなし贈与税支払い」という順番のプランニングにすべき。また、法人側の税負担が大きい場合、キャッシュフローについての検討も必要となる。

- 出資持分の長男集約、兄弟姉妹間のバランスについて
 - ▶ 出資持分を後継者の長男に集約していく（出資持分の長男以外の非経営者への分散を回避する）という提案は、今回のようなケースにおいては、典型的なソリューション例である。出資持分の長男への移転は、理事長退職金や大規模修繕などで出資評価を引下げたタイミングで行うべきである。
 - ▶ ただし、出資持分の長男集約を提案した答案では、長男への事業承継ばかり検討が行われ、長女、次男への配慮・バランスが欠けている答案が多かった。出資持分の長男集約を行う場合、長女や次男への財産承継とのバランスを図るうえで、代償分割で長女や次男に財産を分割するといった検討が必要となってくる。

- 協会としては、投資政策書のレベルアップのため、引続きセミナー、スクールの内容充実に注力していきます。

〔 なお、本件については、照会・質問等には一切お答え出来ませんので、ご了承ください。 〕

以 上